

電気事業会計規則等の一部を改正する省令の一部改正について

令和3年6月
電力産業・市場室

1. 措置の必要性

- 国際会計基準と同等となる「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、FIT賦課金等の会計整理を見直すため、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第五十七号）、電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）及びみなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第23号）等が令和3年4月に改正された。
- 令和2年度に係る託送供給等収支計算書及び部門別収支計算書については、電気事業会計規則等の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第22号。以下「改正省令」という。）によらず、改正省令による改正前の電気事業託送供給等収支計算規則及び改正前のみなし小売電気事業者部門別収支計算規則により、作成及び公表等がなされる必要がある。そのため、これらの作成及び公表等を行う一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者等のために、改正省令の附則を改正する必要がある。

2. 措置の概要

- 電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する「改正省令第4条」及びみなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部を改正する「改正省令第7条」の規定について、令和3年4月1日以後に終了する事業年度分については適用、令和3年4月1日以前に終了する事業年度分については従前の例によるものとする。

3. 今後のスケジュール

公布日・施行日：令和3年7月中旬